## 令和3年6月1日から **営業届出が必要**になる場合があります!

平成30年の食品衛生法改正により、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に「営業届出」をする必要があります<sup>※</sup>。届出制度の開始は令和3年6月1日からです。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名など所定の事項を記載してください。

※許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。





## 食品衛生申請等システムの利用方法

## Step1 食品等事業者情報登録(初回のみ)

以下の順番で情報を入力し、食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。

- ① 表面に記載のURL又はQRコードから食品衛生申請 等システムにアクセス\*1
- ② GビズID<sup>※2</sup>の作成又はアカウント作成を選択
- ③ 必要情報を入力し、登録



ふ」をラックすることにホページが表示されよす。 <u>OAndroid (Chrome)の場合</u> Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メ ニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。





## Step 2 各種申請(届出)の手続方法

- ログインIDとパスワードを入力し、ログイン ※表面に記載のURL又はQRコードからアクセス
- 申請したい項目(届出)を選択
- ③ 営業施設情報を入力
- ④ 申請(届出)
  ※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせ があることがあります。



営業車の自動車管導面号 車として取り扱う食品又は添加

12.78

UCROBOBARIES



- AR 007

【システムに関するお問い合わせ】 厚生労働省のホームページにヘルプデスクの案内を記載していますので、そちらにお問い合わせください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/index.html